

集 会 宣 言

1972年に予備調査が行われ計画された石木ダムは、目的の変遷を重ね最大の目的が佐世保市民のための水源確保だと言われています。

2009年に長崎県が強制収用のための事業認定を申請し、2012年に国土交通省は、「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」という付帯意見を付けて石木ダム継続の方針を決定しました。しかし、認定庁は付帯意見を無視して翌年に事業認定を行いました。

2015年には長崎県が第1次収用裁決処分対象地を強制収用し、長崎県収用委員会は今年5月21日付で第2次・3次収用裁決処分対象地について収用明け渡し裁決を行いました。今回の収用明け渡し裁決は、①長崎県が2015年に提出した4世帯の家屋を含む約3万平方メートルの土地を対象とした裁決申請と、②2016年に反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルのすべての未買収地の裁決申請に対する裁決です。

収用期日はすべての土地が9月19日とされ、明け渡し期日は耕作地と居住地（家屋があるところ）は11月18日、それ以外は9月19日とされています。地権者が補償金受取りを拒否しても、補償金を供託することで所有権が国に移ってしまい11月18日までに更地にして明け渡しことが求められています。13世帯の皆さんが石木ダムの為に生活している場所を明け渡しことに同意することはあり得ませんが、生活の場を取り上げられてしまうことになります。

9月19日の収用当日、やっと知事は川原の皆さんとの面会に応じるようですが、それは決してみなさんが求め続けてきた「ダムの必要性について話し合う」ためではなく、「あらためて事業への同意を求める」ためだそうです。

佐世保市民である私たちは、代々続けてこられた生業の地での皆さんの暮らしを強制収用や行政代執行で奪ってまで石木ダムが必要だとは考えません。県政の懸案事項と知事自らが認めるのであれば、工事をストップして地権者ととことん話し合いを行うことこそが必要ではないでしょうか。

私たちは長崎県知事と佐世保市長に求めます。

- 強制収用の手続きを行わないこと。
- 工事を一旦止めて、ダムの必要性について地権者と十分な話し合いを行うこと。
- 今後の川棚川の治水と佐世保市の水需要予測の再検証を行うこと。

以上、集会参加者の総意で宣言します。

2019年9月8日

9.8石木ダム緊急集会参加者一同